

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|---|----------------------------|-----|-----------------|--|------------------------|----------|
| NO. | 1 | 事業名 | 内部被ばく検査・甲状腺検査事業 | | 事業番号 | (3)-22-1 |
| 交付団体 | 飯舘村 | | 事業実施主体（直接/間接） | | 飯舘村（直接） | |
| 総交付対象事業費 | (24,822（千円）） 31,545（千円） | | 全体事業費 | | (48,000) 79,545（千円） | |
| 帰還環境整備に関する目標 | | | | | | |
| <p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、現在、第 5 版の策定を進めている。</p> <p>飯舘村では、帰村宣言後、村に「戻る」と選択する村民だけでなく、村に「戻らない」と選択する村民に対しても、可能な支援を行っていくこととしている。</p> <p>原子力災害後の放射能の影響については、多くの村民が、不安を抱えながら生活を送っている。そのため、飯舘村では、体内に蓄積した放射線量や甲状腺がんの検査、放射線リスク等に関する対話集会や情報提供の実施及び携帯型放射線測定器の配付等を行い、村民の放射線に対する理解を深めるとともに、村民各自の放射線管理の意識を高めることを推進するものである。</p> | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>放射線の影響による健康状態について、長期的視野をもって、検査を行い、経過を見守ることにより、被ばくによる将来的な健康被害を心配する村民の不安解消に資する。</p> <p>(1) 内部被ばく検査については、①満 1 歳以上の全村民、②平成 23 年 3 月 1 日時点で、飯舘村民であった者を対象に、飯舘村が独自で購入し、社会医療法人秀公会あづま脳神経外科病院に設置しているホールボディカウンターを用いて実施する。</p> <p>(2) 甲状腺検査については、①平成 23 年 3 月 1 日時点で、18 歳以下であった村民（平成 23 年 3 月 1 日以降に転出した者を含む）、②平成 4 年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までに生まれた者を対象に、超音波（エコー）検査を実施する。</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <p><平成 28 年度></p> <p>(1) 内部被ばく検査：検査対象者 1,920 人</p> <p>(2) 甲状腺検査：検査対象者 50 人</p> <p>(3) 内部被ばく検査機器点検</p> <p><平成 29 年度></p> <p>前年度と同様。</p> | | | | | | |
| 地域の帰還環境整備との関係 | | | | | | |
| <p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>飯舘村が、村民の放射能に関する理解を深め、各自の放射線管理の意識を高める事業を推進することは、村民自身で安心・安全を確認でき、放射能に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、村の帰村宣言後、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うに当たって、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p> | | | | | | |
| 関連する事業の概要 | | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | |
| 事業番号 | | | | | | |
| 事業名 | | | | | | |
| 交付団体 | | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | |
| | | | | | | |

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|----------------------------|----------------|----------------------------|------|----------|
| NO. | 2 | 事業名 | 健康とリスクコミュニケーション推進事業 | 事業番号 | (3)-22-2 |
| 交付団体 | 飯舘村 | 事業実施主体 (直接/間接) | 飯舘村 (直接) | | |
| 総交付対象事業費 | (13,501 千円) 14,361 (千円) | 全体事業費 | (32,000 千円) 20,361 (千円) | | |
| 帰還環境整備に関する目標 | | | | | |
| <p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”を基本理念とする「いたてまでいな復興計画 (第 1 版)」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、現在、第 5 版まで策定した。</p> <p>飯舘村では、帰村宣言後、村に「戻る」と選択する村民だけでなく、村に「戻らない」と選択する村民に対しても、可能な支援を行っていくこととしている。</p> <p>原子力災害後の放射能の影響については、多くの村民が、不安を抱えながら生活を送っている。そのため、将来の村民の帰還の促進及び円滑化を図るため、飯舘村では、体内に蓄積した放射線量や甲状腺がんの検査、放射線リスク等に関する対話集会や情報提供及び携帯型線量計の配付等を行い、村民の放射線に対する理解を深めるとともに、村民各自の放射線管理の意識を高めることを推進するものである。</p> | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>放射能に関する村民の理解を深めることにより、放射能への不要な心配を軽減するため、放射線に関する専門家等による放射線リスクについての対話集会等の開催及び支援する側の放射線に対するスキルアップをはかりなど、放射線に関する分かりやすいリスクコミュニケーションに取り組むことにより、村民の被ばくによる将来的な健康被害への不安解消に資する。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 28 年度></p> <p>(1) 小さなコミュニティでのリスクコミュニケーションの実施。</p> <p>(2) 健康リスクコミュニケーション講演会の開催。</p> <p>(3) リスクコミュニケーション (教員、保健師など) の養成。</p> <p><平成 29 年度></p> <p>前年度と同様。</p> | | | | | |
| 地域の帰還環境整備との関係 | | | | | |
| <p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>飯舘村が、放射能に関する知識と情報を提供することは、村民自身で安心・安全を確認できること、放射能に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、村の帰村宣言後、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うに当たって、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p> | | | | | |
| 関連する事業の概要 | | | | | |
| | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 2 8 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|---------------------------|-----|----------------|-------------|----------|
| NO. | 3 | 事業名 | 村内放射線量モニタリング業務 | 事業番号 | (3)-22-3 |
| 交付団体 | 飯舘村 | | 事業実施主体（直接/間接） | 飯舘村（直接） | |
| 総交付対象事業費 | (29,106（千円） 92,492（千円） | | 全体事業費 | 346,036（千円） | |
| 帰還環境整備に関する目標 | | | | | |
| 平成 2 7 年 6 月 1 7 日に制定された「いいたて まいでいな復興計画 第 5 版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を実施することにしており、村への帰還事業の一環として「村内放射線に対する情報提供」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。 | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| 東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、5 年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 | | | | | |
| 空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」不安の声が多く寄せられていることから、放射線量のモニタリング対策を実施し、放射能への不安を少しでも和らげ、安心、安全な日常生活の再生を加速する。 | | | | | |
| 1. 飯舘村放射線量等モニタリング調査事業 | | | | | |
| 事故直後から村独自で実施している空間線量及び食品（農作物・井戸水・草・木の葉・土壌）等の各種モニタリング調査を継続する。 | | | | | |
| ① 避難先（各仮設住宅、公的宿舎、仮設幼小中学校）等の空間線量測定 | | | | | |
| ② 村内事業所内、仮置場（村クリアセンター、飯舘球場等）の空間線量測定。 | | | | | |
| ③ 食品（農作物等）放射性物質濃度測定 | | | | | |
| ※上記測定結果については、お知らせ版・HP で村民に周知する。 | | | | | |
| 2. 食品放射性物質測定機器整備事業 | | | | | |
| 食品（農作物等）にかかる放射性物質不安を解消するために、住民が簡易に測定できる、非破壊式の食品放射能検査機器を購入・整備する。 | | | | | |
| 臨時職員が機器の管理及び利用者の測定指導にあたる。 | | | | | |
| 3. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業 | | | | | |
| 検査機器の信頼性と精度を高めるために、年 1 回の点検校正を実施する。 | | | | | |
| 4. 帰村個人線量計整備事業 | | | | | |
| 村民の帰村等による村内生活での被ばく線量の管理をしてもらうため、村が携帯型積算線量計を購入し、村民に貸与する。 | | | | | |
| 5. 携帯型放射線測定器校正点検委託業務 | | | | | |
| ① 全世帯貸与携帯型測定器分 | | | | | |
| 村内及び居住するところの放射線量を村民が自ら把握するため、平成 2 4 年度から全世帯に貸与している携帯型放射線測定器の故障防止と点検校正を実施して、機能の適正化を図る。 | | | | | |
| ② 村内継続事業所従業員等貸与携帯型測定器分 | | | | | |
| 平成 2 6 年度から村内継続事業所従業員等の放射線量を把握するため、各自に携帯型放射線測定器を貸与している機器の故障防止と点検校正を実施して、機能の適正化を図る。 | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 2 8 年度> | | | | | |
| 1. 飯舘村放射線量等モニタリング調査事業 | | | | | |
| ① 村内の宅地 1 箇所及び農地 1 箇所× 2 0 行政区の空間線量測定。 | | | | | |
| ② 避難先（各仮設住宅、公的宿舎、仮設幼小中学校）等の空間線量測定 | | | | | |
| ③ 村内事業所内、仮置場（村クリアセンター、飯舘球場等）の空間線量測定。 | | | | | |
| ④ 食品（農作物等）放射性物質濃度測定 | | | | | |

| |
|---|
| <p>⑤ 成正 28 年度整備の非破壊式測定器管理及び測定などの住民指導</p> <p>2. 食品放射性物質測定機器整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非破壊式測定器 1 台 ・食品放射性物質測定用消耗品 <p>3. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品放射性物質測定器校正 (破壊式 11 台、非破壊式 1 台) <p>4. 帰村個人線量計整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Dシャトル 1,000 個、表示器 300 個、管理機 1 台 貸与者：希望者全て 1 世帯 3 人、300 世帯程度、約 1,000 名 <p>5. 携帯型放射線測定器校正点検委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DOES-e 1,934 台 ・Dシャトル 500 台 <p>6. 1～5の業務にあつては、臨時職員として、5名を配置する</p> |
| <p>地域の帰還環境整備との関係</p> <p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>飯舘村が、放射性物質不安を解消するために、放射線測定を行うことにより、帰村宣言後、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p> |
| <p>関連する事業の概要</p> |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| 関連する基幹事業 | |
|-----------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 2 8 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|--|-------------------------|-----|---------------|--|--------------|----------|
| NO. | 15 | 事業名 | モニタリングマップ作成業務 | | 事業番号 | (3)-22-4 |
| 交付団体 | 飯舘村 | | 事業実施主体（直接/間接） | | 飯舘村（直接） | |
| 総交付対象事業費 | (0 (千円)) 97,434 (千円) | | 全体事業費 | | 487,170 (千円) | |
| 帰還環境整備に関する目標 | | | | | | |
| 平成 2 7 年 6 月 1 7 日に制定された「いいたて まδειな復興計画 第 5 版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を実施することにしており、村への帰還事業の一環として「モニタリングマップの作成」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。 | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | |
| 東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、5 年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」不安の声が多く寄せられていることから、放射線量のモニタリングマップを作成し、放射能への不安を少しでも和らげ、安心、安全な日常生活の再生を加速する。 飯舘村内の道路、農地、宅地等の空間線量を測定し、放射線量マップを作成し、村民への放射線量状況を村内地図に落とし込み、各世帯に配布する。併せて、HP でも村民に周知する。 年 1 回発行し、地図公表を 50m メッシュで検討している。（山林は除く） 地図の作成は、委託業務としている。 | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| ＜平成 2 8 年度＞ ・放射線量マップ作成（業務委託） 走行サーベイ 50m メッシュ インターネット閲覧 マップ全戸配布 | | | | | | |
| 地域の帰還環境整備との関係 | | | | | | |
| 飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。 飯舘村が、放射性物質不安を解消するために、放射線量マップの作成を行うことにより、帰村宣言後、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。 | | | | | | |
| 関連する事業の概要 | | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。 | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | |
| 事業番号 | | | | | | |
| 事業名 | | | | | | |
| 交付団体 | | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | |
| | | | | | | |

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|-----------------------------|-----|-----------------|---------------|----------|
| NO. | 5 | 事業名 | 飯舘村帰還再生生活道路整備事業 | 事業番号 | (2)-18-1 |
| 交付団体 | 飯舘村 | | 事業実施主体（直接/間接） | 飯舘村（直接） | |
| 総交付対象事業費 | (411,808（千円） 684,492（千円） | | 全体事業費 | 1,022,571（千円） | |
| 帰還環境整備に関する目標 | | | | | |
| <p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いいたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、現在、第 5 版の策定を進めている。</p> <p>いいたてまでいな復興計画において、“村民一人ひとりに対する支援”は重点施策の一つである。村民が現状及び将来の生活に対し、困難に感じること、不安に思っていること等を丁寧に把握し、それらの障害の解消に資する取組を可能な限り行うこととしている。</p> <p>特に、住環境における放射能汚染については、多くの村民が不安を抱えており、帰村という決断を阻む大きな障壁である。徹底した住環境の除染を行った上で、除染実施後の効果検証、再汚染の防止及び放射線の低減に係る取組について、村民一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行うことにより、村民各自が不要な不安を解消し、安心・安全を確認できることにつながり、一人でも多くの村民の帰村を促すことにつながっていくものである。</p> | | | | | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>村民の低線量放射線への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的とし、放射線を遮蔽する措置として、公道と住居をつなぐ生活道路について、舗装工事を希望する村民に対し、村が舗装工事を実施する。</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成 28 年度> 除染後、生活道路舗装整備工事を希望する村民に対し、舗装工事を実施する。</p> <p><平成 29 年度> 前年度と同様。</p> | | | | | |
| 地域の帰還環境整備との関係 | | | | | |
| <p>生活環境道路の舗装整備を行うことにより、再汚染の防止効果が期待でき、原災による全村避難によって放置された村の生活環境の快適性を取り戻すことにもつなげるものである。</p> <p>除染後も、継続して丁寧な放射能汚染対策を進めることにより、子育て世代も含む幅広い世代の帰村を促すことにつながり、飯舘村の再生・復興に資するものである。</p> | | | | | |
| 関連する事業の概要 | | | | | |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|-------------------------------|---------------|---------------------------|------|----------|
| NO. | 6 | 事業名 | 飲料水安全確保支援事業 | 事業番号 | (2)-18-2 |
| 交付団体 | 飯舘村 | 事業実施主体（直接/間接） | 飯舘村（直接） | | |
| 総交付対象事業費 | (19,261 (千円)) 219,475 (千円) | 全体事業費 | (411,633) 329,804 (千円) | | |

帰還環境整備に関する目標

原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いいたてまでいな復興計画（第 1 版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、平成 27 年 6 月に、復興計画第 5 版を取りまとめたところである。

いいたてまでいな復興計画において、“村民一人ひとりに対する支援”は重点施策の一つである。村民が現状及び将来の生活に対し、困難に感じること、不安に思っていること等を丁寧に把握し、それらの障害の解消に資する取組を可能な限り行うこととしている。

特に、住環境における放射能汚染については、多くの村民が不安を抱えており、帰村という決断を阻む大きな障壁である。徹底した住環境の除染を行った上で、除染実施後の効果検証、再汚染の防止、放射線の低減に係る取組及び放射線を取り込まない措置の実施について、村民一人ひとりに寄り添ったきめ細かい支援を行うことにより、村民各自が不要な不安を解消し、安心・安全を確認できることにつながり、一人でも多くの村民の帰村を促すことにつなげていくものである。

事業概要

村民の低線量放射線への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的とし、放射線を取り込まない措置として、帰村を希望する村民に対して、次の事業を実施する。

対象行政区：長泥、前田・八和木、比曾、蕨平

- 1 飲料水用のセシウム除去用給水器の配付
- 2 新たな井戸の掘削

当面の事業概要

<平成 28 年度>

帰村を希望する村民に対し、飲料水用のセシウム除去用給水器を配付する。

帰村を希望する村民に対し、新たな井戸の掘削を行う。

<平成 29 年度>

平成 28 年度に同様。

地域の帰還環境整備との関係

飲料水の安全確保を行うことにより、放射線を体内に取り込まない措置を講ずることができ、原災による全村避難によって放置された村の生活環境の安全性・快適性を取り戻すことにつながるものである。

除染後も、継続して丁寧な放射能汚染対策を進めることにより、子育て世代も含む幅広い世代の帰村を促すことにつながり、飯舘村の再生・復興に資するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |